

平成30年度第2回東久留米市地域自立支援協議会

平成30年8月2日

**【地域支援係長】** これより、平成30年度第2回東久留米市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

本日は、福祉保健部長の内野が他の公務のため欠席となっております。また、ハローワーク三鷹の山本様より欠席のご連絡をいただいております。

初めに資料の確認をお願いいたします。お手元の資料をご確認ください。

一番上にありますのが本日の次第です。続きまして、資料2-1「平成30年度東久留米市第4期障害福祉計画PDCA表」です。こちらは、中身の差し加えが多少ございまして、新しいものをご準備させていただきました。続いて資料2-2「第4期障害福祉計画PDCA表補足資料」です。続きまして資料2-3「福祉施設から一般就労した者の職場定着状況について」です。

続きまして、資料番号は振っておりませんが、『平成30年度地域自立支援協議会の交流会の開催について』という資料です。最後に、こちら資料番号は振っておりませんが、「しごとフェア」のチラシを配付しております。

配付資料は以上になります。もし不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。

注意事項です。この会では、議事録を作成いたしますので、発言のときはお名前をおっしゃってからご発言いただけますようお願いいたします。ご発言の際は着席のままで結構です。手話通訳者がおりますので、複数の方が同時に話されてしまうと、どちらの方の発言かわかりにくくなります。お一人ずつ発言をいただけますようお願いいたします。

事務局からは以上となります。

それでは、村山会長、お願いいたします。

**【会長】** 改めまして、よろしくをお願いいたします。

まず、協議は4時半を終了のめどと伺っておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、次第の1番で協議事項になります。前回から平成30年度東久留米市第4期障害福祉計画のPDCA表に基づいて点検評価を行っております。きょう差しかえられたほうのPDCA表に基づいて点検評価を進めてまいりたいと思いますが、前回は13ページまで点検評価を行っておりますので、14ページの特定制度支援と地域相談支援の項目から説明、質問、意見交換という形をとりたいと思います。

それでは、まず補足資料から説明するという事なので、資料2-2と資料

2-3をご用意ください。それでは、よろしく願いいたします。

【管理係長】 私のほうから資料2-2、第4期障害福祉計画P D C A表補足資料のご説明をさせていただきます。

前回ご質問がありました施設入所されている方の地域別の入所者数の内訳となります。

北海道に入所されている方が11名、東北が7名、中部地方が11名、関東地方の入所者の内訳として、市内の施設に入所されている方が9名、東久留米を除く都内の施設入所されている方が28名、東京都以外の関東地方で入所されている方が27名、計93名となっております。

前回94名となっていたところですが、93名が正しいものとなりますので、差し替えて訂正させていただきます。

また、②施設入所支援サービス障害別利用者数ということで、障害種別の内訳ですが、重複障害の方もいらっしゃいますので、主な障害として身体障害となっている方が17名、知的障害となっている方が76名、精神障害の方は0という内訳となっております。

この資料については以上です。

【地域支援係長】 続きまして、資料2-3についてご説明いたします。こちらは昨年度の委員の方から一般就労した方の職場定着状況についても調べてみたほうがいいのではないかとのご意見をいただきまして、引き続き調査を行っているものです。

①平成27年度就職者の状況です。27年度の就職者10名に対して29年度中、その方が就職していたかどうかを確認しております。こちらは28年度中の状況と変わらず8名、職場定着率は80%となっております。

②平成28年度就職者の状況です。28年度の就職者は13名で、そのうち、29年度中に就職を継続していた者が9名、1年目の職場定着率が69%となっております。

③平成29年度の就職者の状況を、P D C A表の3ページに掲載しております。前回までは29年度実績がブランクのままだったのですが、29年度の就職者の数は15名で確認をしております。

①に比べ②の平成28年度の就職者の職場定着状況が少し悪い状況なのですが、これはやはり職場とその当該就職者の方のマッチングがあまりうまくいかず、①の27年度の就職者のところより職場定着状況が低い状況です。

私からは以上となります。

【会長】 今ご説明いただいた補足資料につきまして、ご質問・ご意見等がおありの委員がいらっしゃいましたら、お知らせください。

よろしいですか。では、P D C A表に戻りたいと思います。14ページの特定相談支援と地域相談支援の項目からよろしくお願いいたします。

【福祉支援係長】 改めまして、資料2-1、P D C A表の14ページをらんください。

特定相談支援と地域相談支援についてです。こちらの計画相談支援につきましては平成29年度が90件、障害児相談支援は平成29年度が19件ということです。いずれも見込み値を上回る数値です。地域移行支援、地域定着支援につきましては、昨年度と同様、件数が0件となっております。

続きまして、15ページ、自立支援医療です。自立支援医療は更生医療・育成医療・精神通院とございます。更生医療が平成29年度が75人、育成医療が7人、精神通院が2,088人と推移しております。

続きまして補装具についてです。補装具の実利用者数が平成29年度は260人で、見込み値よりは下回りますが、おおむね前年度とほぼ同じような数です。

続きまして、16ページ、地域生活支援事業になります。こちらの委託相談支援・成年後見制度利用支援でございます。委託相談支援実施箇所数ですが、資料のほうの実施箇所0件となっておりますが、ここ数年の推移と同じ2件でございますので訂正いたします。さいわい福祉センターと社会福祉法人権の木会の2カ所です。

成年後見制度利用件数については、昨年度は実績なしということです。

【地域支援係長】 移動支援事業の実績についてご報告いたします。実施箇所数は昨年度と同数となっております。実利用者数は301名、1カ月当たりの平均利用時間数は2,492時間となっております。まだまだ潜在的ニーズは多いと思われませんが、利用件数は昨年と比べて減っている状況となっております。

【福祉支援係長】 続きまして17ページ、③日常生活用具です。こちらは平成29年度の実績が、6区分ございまして、順に説明しますと、介護・訓練支援用具は9件、自立生活支援用具が17件、在宅療養等支援用具が12件、情報・意思疎通支援用具が24件、排泄管理支援用具が2,267件、住宅改修が4件となっております。申請に応じてということで、若干の動きはありますが、おおむね前年と同様ではあります。排泄管理支援用具は一般にストマや、おむつといったものですが、こちらは年々増加傾向にあります。

【地域支援係長】 ④訪問入浴事業の29年度の実績報告です。実利用者数は1名で、利用回数は上限回数である月2回のご利用でした。利用者数は1名ですが、相談は実はもう少し多くありました。しかしどちらの方も住宅改修や

ヘルパーの方を導入して、入浴ができるというような状況になりましたので、訪問入浴事業は使わなかったというような状況です。

続きまして、⑤日中一時支援です。実施箇所数は28年度と同数の6カ所です。実利用者数は昨年度より少し伸びまして275名になっております。最近の傾向としまして、長時間の利用ではなくて短時間の利用が多くなっております。1日のうち1時間とか、2時間とか、短い利用で多くの方が利用していただいているような状況になっております。

⑥手話通訳者・要約筆記者の派遣状況です。手話通訳の派遣件数が367名、要約筆記の方が22名となっております。29年度実績ですと、申請に対し派遣できなかった件数が2件ございました。こちらはいずれも依頼が急だったため、手話通訳の派遣が間に合わなかったためです。それ以外はおおむね申請いただいてから派遣は行えております。

19ページをごらんください。⑦手話奉仕員及び手話通訳登録者の養成事業です。こちらは養成講習修了者数を記載しており、63名となっております。30年度は応募が若干減少しましたが、29年度まではおおむね前年度と同数くらいの応募があり、いずれもこちらの養成事業を受けていただいている状況です。

⑧地域活動支援センターです。こちらはI型・II型があり、I型がめるくまーる、II型がさいわい福祉センターにて実施している事業です。実利用者数は、昨年とほぼ同様でめるくまーるが65名、さいわい福祉センターが28名になっております。

事務局からは以上となります。

【会長】      ありがとうございました。

それでは、14ページから20ページまでになりますが、まず14ページの特定相談支援と地域相談支援に関してご意見・ご質問等おありの委員がいらっしゃいましたらお知らせください。

小林委員、お願いします。

【委員】      めるくまーるの小林です。よろしく申し上げます。14ページの地域移行支援・地域定着支援ですが、国や東京都のほうが、やはり地域移行などに力を入れています。今年度も都単独の事業で、東京都に6事業所が担当して地域を振り分けるような形でやっています。東久留米市の担当が三鷹にある野の花という事業所なのですが、そこの方たちが結構積極的な方たちで、積極的に皆さんに地域移行にかかわっていただけるように地域移行支援、地域定着支援の指定をとっていただくようなお願いをするみたいなことをおっしゃっていたのです。

今、多分やっているのが、めるくまーるとグッドライフかな、くらいだと思うのですが、その辺で地域移行を推進するようなどという流れにはなっているようです。

すみません。情報提供というところで。

【会長】 ありがとうございます。関連して、いかがでしょうか。

【委員】 高原です。計画相談支援は、こちらの文章を見ますと、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するものと伺えますが、実際、この計画相談をやっていく上でご本人の希望というものがあまして、ご本人の希望を実現するよういろいろな支援を組んでいくということなのですが、ご本人の希望をかなえるのが中心なのか、あるいはその専門の、例えば精神障がいの方ですと、主治医の先生の意見や方針などを大事にしていくのかということとところで悩むところがあると思います。そのあたりはどうやって解決していったらいいのかということ、やっていらっしゃる方などがおられましたら、教えていただけるとありがたいなと思います。

【会長】 実施されている事業所から何人かいらしていると思いますが、いかがでしょう。

【委員】 むるくまーるの小林です。希望するサービスにもよると思います。ヘルパーさんとかだったら認定調査等によっても使える量は限られてきますし、就労継続支援B型とかだったら、もちろん受け入れる事業所側の問題でもあります。本人のニーズと受け入れる側がどれだけマッチングするかという問題もあると思いますので、最終的に主治医の先生の意見を聞くとは思いますが、そこは本当に最後の最後なのかなということだと考えております。

【委員】 磯部です。計画相談と一言で言っても、対象の障害によってやはり随分幅があるのかなと思っていて、うちなんかはどちらかという障害の重い人たちが多いため、そう滅多に変わらないのですが、計画としては大体3カ月とか、半年とか、1年とか、この計画はそんな感じで捉えているという部分では、障害の重い人たちは、家庭状況とかも含めてもっとスパンの長い視野で考えていかないと、ふだんはあまり変わらなくても、家族が高齢になってからいろいろな支援が必要になるので、安定している時期にどれだけやるか、どう関係性をつけていくのかというのがとても大事だと思っているのですが、高原さんがおっしゃった本人の意向とか支援者側や病院の先生の意向とか、いろいろある中で、合意されたニーズというものをどう構築するかというのが多分我々の仕事なのかなと思います。精神障害の方たちはその日その日でニーズが変わってくるので、とてもそこが大変だと思います。

障害の幅によって、本当に相談のポイントはずれてきます。そこはお互いに

今回施設代表者会議の相談支援部会でも話し合いをしているので、そういうノウハウを話し合いながら、我々自身のスキルアップをしていくしかないのかなというのが大事だと思います。

【委員】 高原です。精神科の場合、支援者の連携による情報交換などで、自身の具合の悪い所などが医師に伝わり、重症と判断され入院を求められるのではないかという心配から、支援者の連携や自分に関する情報の交換を嫌がる方もいます。そうすると課題解決が難しくなってしまうので、悩みながら取り組んでいます。

どうも、ご意見をいただきましてありがとうございます。

【会長】 小林委員、お願いします。

【委員】 めるくまーの小林です。個人情報の利用に関しては、最初の契約の時に関係者の中では情報交換について本人の承諾のサインをいただいております。それでいいのかなと思います。

【会長】 高原委員、お願いします。

【委員】 その最初の段階で、「それはちょっと嫌です」というふうに言われる方もまれにおられます。そういう人の支援というのはどうしましょう。

【委員】 「サービスを利用する上で、やはりこれは必要なことなんだよ」と話し合いを重ねていくしかないんじゃないでしょうか。「納得した上でじゃないと計画は立てられませんよ」と説明する必要があると思います。

【会長】 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

【委員】 清瀬特別支援学校の武藤と申します。学校の移転についてです。当初の予定だと平成32年の10月でしたが、平成33年の4月に工事の関係で延期になり、平成33年4月から、今の久留米特別支援学校のある場所に高等部単独校で移動する予定になっております。半年移動の計画がおくれたので、情報提供という形でご報告させていただきます。

それに当たって学区等の再編があるのですが、東久留米は確実に久留米特別支援学校の学区になりまして、大変申し上げにくいところなのですが、日中活動系サービスの生活介護のところ、第5期の見込みが30年度が242、31年度が248、32年度が254ということで6名ずつくらい見込みを出していただいて、おおむねこのあたりの方が希望するんじゃないかなというところなのですが、現在、東久留米市内で生活介護のところ、定員状況等厳しいところがありまして、今年度は小平の事業所と通所に向けて相談させていただいている方もいます。ただ、どこの生活介護の事業所も大体1時間圏内の送迎というところで、どうしても距離的な制限等がある、この31年度・32年度

くらいになると、ほかの市に通うとしても難しい状況が出てくるかなという推測があります。

東久留米在住の方として、在宅を選択せざるを得ないという状況になると、ちょっと厳しい状況だなとは思っているので、例えば他市だと廃校になっているところを利用したりとか、もしくは増員がかけられるような予算を組んでいただいたりとか、もしくは特別養護老人ホームとかで連携してやっていく、何らかの市としての手だてだったり、方策というものが今後ないと、この見込みでいくとちょっと市内のサービスは、そのあたりの見解というか、方向性なんていうものを考えていかなければいけないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

**【障害福祉課長】** 委員のご懸念のとおり、以前より出していただいている計画の中においての人数としては、定員数というのを超えるような人数というのが示されている中で、課題としては私たちはもちろん、この協議会でも常に議論はされているところかと思えます。

また、やはり毎年毎年、そうした一方で、基本的にはご本人の希望によるかとは思いますが、お年を召されていく利用者の方々もいらっしゃる現実があって、身体状況などの問題も昨今では報告をいただいている状況がございます。直接的には生活介護とかということではもちろんないとしてもです。

その辺の推移のところというのは、先々の見込みとしてすぐに動くことは難しいことも重々わかってはおりますが、先ほど先生がおっしゃったとおり、予算のかかるものもございますし、人の動きの部分のところ、課題として認識しながら、またこの協議会でもいろいろと議論しながら進めてまいりたいと、現時点ではこの程度しかお答えのしようがございません。申しわけございません。

**【会長】** ありがとうございます。

そのほか、大きな話題が幾つか出ましたが、この（４）に関してご意見・ご質問等がおありの委員はいらっしゃいますか。

**【福祉支援係長】** 1点、補足させていただきます。

先ほど磯部委員からお話のあった施設代表者会の相談支援部会について、昨年度に立ち上げ、昨年度は高原委員、今年度に入ってから小林委員に部会長をお願いし、毎月さいわい福祉センターでケース検討ですとか、相談支援に係る課題等の場として開催させていただいております。以上1点報告させていただきます。

**【会長】** ありがとうございます。

では、15ページの自立支援医療に関してご意見・ご質問がおありの委員がいらっしゃいましたらお知らせください。

なければ、次の（６）補装具に関してはいかがでしょうか。制度にのっとって、同じ水準で推移しているということなのだろうと思いますので、先に行かせていただきます。

では、１６ページの（７）の地域生活支援事業に関連してご質問・ご意見が  
おありの委員がいらっしゃいましたら、ご発言ください。いかがでしょうか。

【委員】 磯部です。成年後見制度については、うちもグループホームをや  
っていて、利用者の年齢も高くなれば、親もおられない方やきょうだいがかか  
わっている方なんかが出ていて、成年後見について何度か話はするのですが、  
なかなかやはりこの制度の理解というのが薄いのです。お金の絡むようなこと  
が結構グループホームの中でも利用者の周辺で、家族も含めてあって、我々は  
なかなかそこは介入できない中で、もう少し成年後見制度を利用することで、  
それぞれきょうだいの中でもぎくしゃくしないで支えていく仕組みにこの成年  
後見がなっていくのだというようなPRをもう少しやれたらありがたいなとい  
うふうには思っているの、そこはもう社協のほうにお聞きしながら連携して  
いく中で今はやれるのかなというので、確認をさせていただきたいと思って手  
を上げました。

【委員】 社会福祉協議会の大櫛です。私たちのほうでは東久留米市のほう  
から成年後見制度の推進機関の委託を受けており、成年後見制度の利用促進を  
すすめているところがあります。

この制度の現状はどちらかというと、高齢者向けに設計されているという側  
面が非常に強いです。

実際、東久留米市内でも利用の大半は高齢者で、これは東久留米に限ったこ  
とではないと思います。ただ、もちろん精神障害の方を含めた知的障害の方の  
利用ということも十分に考えられるところではありますが、高齢者のところ  
でもそうなのですが、親がわりや家族のように後見人を利用するというようなレ  
ベルまではまだ行っていないところがあります。これは高齢者でも同じかと思  
います。

どちらかというと本人の生命・財産など大きなところを損なわないようにす  
るというふうなものが、まず基本となっているところでございます。

ただ、国のほうでは昨年度から促進法というようなものを施行し、全国的に  
ではありますが、利用者にとってメリットのあるような成年後見制度にしてい  
こうという流れがあり、ここで大きな仕組みの改革というようなものは見込ま  
れるところはあるかとは思いますが。

また、担い手である後見人も、専門職だけではなくて市民などの後見人など  
も東久留米市でも徐々に進んでいるところがありますので、どうしてもやはり

担い手があつてというところにもなるかと思いますが、そういったところでは寄り添いのできる市民の後見人というものが障害者の方の後見人として、ある意味ではふさわしくなってくるのではないかというところがあるかとは思いますが、まだまだ情報不足でございますので、皆様と意見交換させていただきながら具体的な計画を市とともに考えていければと思います。

【委員】 磯部です。その際、特に知的障害当事者の方を守るという点で、家族・ごきょうだいの中でも、やはり財産を脅かしたりとかという可能性があった場合に、成年後見の発信というのは知的障害の場合はなかなか難しいのですが、あくまでも家族とか、血縁者でないと、特別な場合は市長になると思うのですが、その他の例はありますか。やはり利用開始に向けた発信は家族でないと難しいでしょうか。

【委員】 社協の大櫛です。確かに現実的にご本人さんの申し立てでとなると、本当に障害者の方の個人差・能力差もあると思うので難しいということと、さらにこの後見人を利用する目的の1つに、虐待案件というような形で、親族による本人の財産・年金などの侵害が考えられるところであれば、そういった侵害の対象者であると、そこから発意というのは確かに難しいのではないかとおりますので、そういったところでは、まず申し立て以前に保護という形をとる必要があるかと思えます。そういったところは関係機関から虐待通報など、行政のほうにさせていただくことで、まず本人の保護ができるのではないかと、そしてそういった財産・生命などを守るために後見人が必要であれば、おっしゃられるように市長申し立てなどのもの、または本人の能力によっては本人申し立てということもできるかと思えますので、そういった支援というのは行政や私たちのほうで十分できるかと思えます。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。熊谷委員、お願いします。

【委員】 蒼空会の熊谷です。

成年後見の件については、これまで家族会で何回か勉強させていただいています。その実際についてお話しさせていただきます。屈強な息子さんでお金遣いの荒い当事者を抱える親御さん、お父さんは真剣になってこの制度を親子で組みました。ところが「父親がなったのか」と当事者との間に緊張感が生まれ、やはり第三者の方が良かったのかな等、ちょっとした苦悩もありましたが、そのお父さんは一生懸命、息子のために頑張っております。時々家族会の度に、思い出したように話題になりますが、家族会の中ではそれ以上広まっていないのが、実状です。では母親と息子というところは「全く考えられない・誰かいないかな」等とっております。そんな状態です。

【会長】 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

【委員】 高原です。いろいろな方が成年後見人になっていらっしゃる状況ですが、当方の作業所の利用者の方のうち、何人かの方が成年後見制度を利用されております。今年の夏は非常に暑かったのですが、いろいろ話を聞いていましたら、エアコンが全部故障しているという方がいらっしゃいました。以前も後見人の方が経済的に厳しいという話を何回かされてはいたのですが、お金がないのでエアコンを入れられないということでは健康的に非常に問題があるなと思いました。

そういうことで、後見人の方が本人を第一の中心としてしっかりと見て、支援をされるかどうかという、そのあたりも大分個人差があるのではないかとと思うのですが、そういう場合には何か手だてがあるものでしょうか。

【委員】 社協の大槲です。この後見制度について、これまでは身上監護と言っていたのを、最近は身上保護と言い方を変えるようになったのですが、ご本人さんの身の回りの生活面をちゃんと見てくれるような後見人となると、今現在、後見人の専門職で考えますと、大体弁護士さん、司法書士さん、社会福祉士さんなどが大半を占めています。

そういう中では、社会福祉士会さんなどの活動で本人の身上保護がより寄り添う活動として認められてきているところはあるかと思いますが、やはり社会福祉士さんの数が足りていないところもありますし、日ごろの生活面に関しては、そういう制度を利用するための手だてなどを手配していくところが必要となってくるところでうたわれているところもございますので、徐々にそういう制度の利用や目に見えたメリットというのがわかってくると、よりそれぞれの役割分担というものも図りながら、よい利用の仕方が考えられるのかなと思うところですが、まだその過渡期にあるのかなとは感じます。

【会長】 ありがとうございます。

そのほか、ご発言はいかがでしょうか。

【委員】 さいわいセンターの飯島です。

成年後見制度自体の推進という意味合いでは、この表の読み方がちょっとわからないのですが、利用件数で行くと、0件と1件という読みでいいのでしょうかというので、そうすると、本当の推進になってはいないのかなと思われま

支援者側は当然利用したほうが良いと思うのですが、やはり本当に担い手ですね。ただ、担い手も先ほど言った弁護士さんとか、そういう人たちは当然知識があるから必要だと思うのですが、あまり質を落とすとなかなか難しい部分もあるのでしょうか、そういった部分がもう少し誰もが担い手になれるような形にすると、質が落ちるのかな。その辺がちょっと難しいのですが。

それで、1件、そういう形で支援を始めれば、多分ずっと支援するという形になるかと思うのですが、なかなかその辺が、市内でどれくらいの方が利用されているのかなということと、この計画の部分と、きちんと見きわめながら、必要で推進しなければいけないのだけれども実態が0というの、ちょっとどうなのかなという気はしています。

【会長】      ありがとうございます。

表の補足と、もし可能であれば、公費を使っていない実態というので、もし情報があれば、紹介していただけますか。

【委員】      磯部です。当方のグループホームでは、公費を使っていない成年後見は1人が父親が1人と、あと、きょうだいのお姉さんが1人と、2人はいますね。だから28名中2人はそういう形で使っています。

多分市のほうは把握が難しいです。所管が違うので。

【委員】      社協の大櫛です。公費を使っている、使っていないの区別はついていないのですが、昨年度から裁判所のほうで提示されてきた一覧という、各市町村ごとの件数のデータというものをいただいているところがございます。今年度、この6月に提示いただいた正確な数字はちょっと覚えていないのですが、213件くらいだったかと思いますが、東久留米市で213件ほどだったと思うのですが、200件ちょっとくらいの方が後見人を利用している、若干この数字は市外に転居したりとか、そういう後追いが十分できておらず、逆に転入の方もいるので大まかな数字というところで考えていただくとよいかもしれませんが、累計のほうも、今は手元がないので、もし必要であれば次回するときでも各市町村別の都内の後見利用の件数の表をご提供させていただければと思いますが、東久留米では現在200件強であるかなというところでございます。

【会長】      裁判所というと、地裁が出しているんですか。

【委員】      家庭裁判所のほうで東京と、それから立川です。

【委員】      大櫛です。昨年度と今年度で出し方が違ったところはありますが、今年度の最新のデータで提供させていただければと思います。

【会長】      ありがとうございます。

【障害福祉課長】      この制度のところの数字の件でなののですが、公費をとい

うことでしたが、ご相談自体は適宜伺っている状況がございます。しかしながらご当人が65歳以上の場合には、高齢のほうでの対応ということで、この事業における利用には上がってこないというところから、数字としてはここに計上されていないというところからです。

ですので、日々の中ではケースワークの中であつたり、あるいはご相談としては承っている内容としてはあり、その辺は介護福祉課なりと連携をとりながら市としては対応しているという状況があり、当然その数字はここには載ってこないということがございます。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。

熊谷委員、お願いします。

【委員】 蒼空会の熊谷です。大分古いお話になりますが、8年くらい前に、無償でのお願いがあり、その時は補佐人をお引き受けいたしました。なかなか大変でした。お金のことについては私の個人的にはあまり拘らないのですが、実際はお金が全くかからないことはなく、八王子の裁判所に行ったとき、係の人の歩くのが速く、当時60歳の私にはしんどいものでした。無償でもいいから、少しはこちらへの気配りも忘れないで欲しかったです。それでも、家族会で頑張っておられた方のお嬢さんの後見人でしたので、8年間は頑張りました。娘さんは清瀬のグループホームに入居できたのですが、その後、相続の発生に伴い、弁護士さんが任命され、1ヶ月3万円をお支払いして今日に至っています。これは大変なことと思いました。弁護士さんへのお支払いはそれとして、当事者のいろいろな頼み事は、別ですから。支える側から無償は大変なこと、利用する側にとっても3万円の経費負担は大変なことと思えます。

【会長】 そのほか、ご発言はいかがでしょうか。

成年後見以外のところでご意見・ご質問等がおありの委員がいらっしゃいましたら、お知らせください。

すみません。私は(7)をまとめたのつもりだったのですが、今、①に話が集中したので、②の移動支援事業に関連してご意見・ご質問がおありの委員はいらっしゃいますでしょうか。

【委員】 磯部です。移動支援はうちもやっているのですが、やはりなかなかやる事業所が広がらないというところで、1つほかのところから、単価がやはり安くて、職員のほうの最低賃金が上がってきている中で、採算がなかなか難しいということがあるということで、その辺の実態みたいなものを我々もちゃんとつかまなくてはいけないのかなという思いがあります。

これは他市なのですが、上の委託相談なんかも委託費が全然上がらなくて、

やはり職員を雇うためにはベテランの職員だとなかなか難しいので、そうするとやはり給料保障もずっと一定の委託料ではなかなか難しいという話もあったので、その辺の実態みたいなものも、数字は数字としてはあるのですが、特に移動支援の場合は、受けとめていく事業所が広がらないのもあり、やっている事業所さんの実態をお話ししていただけるとありがたいと思います。

【会長】 ということなのですが、有馬委員、いかがでしょうか。

【委員】 やはり移動支援が始まってから10年、全く単価が上がっていません。2年くらい前から、東久留米の中の事業所で集まって、障害福祉課とのお話をさせていただいています。やはり市の財政が厳しいということが一番の理由で、なかなか厳しいです。

去年は事業所の中で実態ということで、今、各事業所それぞれヘルパーに払う時給は違うのですが、ヘルパーに払う時給だけではなくて、ヘルパーに払う時給とヘルパーに払う交通費とか、あと事務がそれに対する事務手数料とか、やはり依頼を受けて、そこに手配をしてという手数料も含めると、1時間の中では、今は1時間1,600円ですが、もう全然赤字です。

それで、この人数300人に対して1人当たり2,492時間ということは、単純に割れば1時間以内の利用になっているわけですから、常に事業所はその赤字を背負いながらやっているというのが実態です。

障害福祉課の方もご理解いただいて、いろいろ配慮はさせていただいていますが、本当に厳しいと思っています。

そのうち「ちょっと移動支援はやらないよな」という事業所が出てきても仕方がないのかなと思います。本当に移動支援だけでやっている事業所はやっていけないのだと思います。やはり皆さん居宅とか、介護給付の事業をやっているの、何とか事業所としてやっていけるけれども、移動支援だけでは事業所としてはやっていけないというのが実態です。

【会長】 ありがとうございます。

関連してご意見・ご発言がおありでしたらお願いします。

【委員】 さいわいセンターの飯島です。

確認なのですが、これは市内で実施箇所が52カ所あるのですか。

【委員】 市内ではないです。東久留米が利用している方だと思います。

【委員】 そういうことですか。わかりました。

【委員】 市内の事業所は10カ所くらいと思われれます。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 飯島です。もう1つですが、運営するに当たったら、例えば言葉は悪いのですが、そういう事業所が乱立しているのであれば、少し整理してい

くとうまく運営できるようなものなのですか。例えば多過ぎてしまって、パイを取り合っているのかとか、簡単に思ってしまうのですが、そういうものではないのですよね。

【委員】 有馬ですが、パイは取り合っていないと思います。本当にお断りは多いので、ヘルパーさんがいないからお断りしているというのが現状なので、市外の事業所についてはちょっとわからないですが、市内の事業所については、もう例えば「ヘルパー、足りないよね」というのが事業所同士の言葉なので、取り合うというよりはヘルパー不足ですね。

ただ、先ほども言いましたが、移動支援の利用者さんって「移動支援」、「移動」という言葉があるので、ここからここに移動するためのヘルパーさんでしょうというご理解の方が多くて、そうすると本当に、例えば「清瀬特別支援学校からちょっと公園で遊んで、ご自宅に送ってください」と、「1時間でいいのです」という依頼をお受けしたとして、「はいはい」と受けたとしても、その1時間をやればやるほど、うちの事業所としては赤字なのです。

だからそうやって移動だけと思っている方がとても多いのですが、私たちやっている事業所は、やはり自立生活、社会参加を支援しますというところで、その方が3時間なり4時間で公園へ行ったりとかして、親やふだん接している先生や支援者とは違ったヘルパーさんと何か1つでも経験を積んで、その方たちが楽しいことを見つけてほしいと思って、余暇支援だと思ってやっているで、その辺が利用者さんの依頼される、ほとんど保護者の方ですが、ちょっと違ってきているし、放課後デイがたくさんできたことによって平日の児童の依頼は今ほとんどないのです。皆さんは放課後デイに月から土までほとんど行かれています。

だから今まで使っていた成人の方は土曜とか、日曜とか、あと平日の作業所が終わってから3時間、4時間をその子の余暇支援のために「じゃあ、作業所が終わって夕食を食べて、何かちょっとお散歩して帰ってきてください」の3時間・4時間の依頼があるのですが、だんだん変わってきているなというのがすごく実感ですし、何か本当にそういうことを考えると、今後先、移動支援の事業って、ちょっと本当にどうしようかなというのが正直なところです。

【会長】 おそらく物理的な移動だけを指していないという印象を、伺っていて思いました。

【委員】 清瀬特別支援学校の武藤です。

先ほどの生活介護のところとリンクするのですが、福祉の現場というのはなかなか支援員の方が集まらないというのをよく私は聞きまして、今後また最低賃金も958円から986円とか、そのあたりまで上がるということを考える

と、より事業所の方の負担がふえてきて、事業所の方で何とか自助努力でというの厳しい現状があると思います。

それで、市として例えば東京学芸大学の福祉を志す方とか、日本社会事業大学の方とか、そういうところで移動支援も含めて何か市が連携しながら人材の確保とか、ボランティアでどこまで責任がというところがあると思いますが、何かそういう人材確保の取り組みのアイデアがあればいいかなというのは感じますが、どうでしょうか。

【会長】 村山です。

学生を見ていると、確かにそういうことにかかわっている学生がいるにはいますし、おそらく先ほどの①の担い手の質というのが、一事が万事それに通じるのだろうという気もしているのです。

もちろんやりなさいと言ってやってくれるようなものではないので、こちらからの何らかの働きかけとか、そもそもこの活動の意義とか、そこからわかってもらわなければならないと思います。

ただ一方で、大学生の中には学費や生活費を自分でかせぐ者もおります。アルバイト等にかなり時間をかけているという印象です。活動の意義は分かっもらえると思いますが、昨今の経済状況を反映した課題とも感じています。

今答えられるのはそこまでですが、ありがとうございます。

そのほか、移動支援に関してご発言がおありの委員はいらっしゃいますか。

では、会が始まって1時間ほど過ぎましたので、1度休憩を入れたいと思います。

( 休 憩 )

【会長】 それでは再開させていただきます。よろしくお願いします。

17ページの日常生活用具のところから、また協議に入りたいと思います。③の日常生活用具について、事務局からの報告について、ご質問やご意見等がおありの委員がいらっしゃいましたら、お知らせください。

磯部委員、お願いします。

【委員】 磯部です。情報・意思疎通支援用具の範囲というのは、パソコンも入っていたんだっけ。パソコンはもう今は入っていないんだっけ。そこまでの範囲か、教えていただけるとありがたいと。

【障害福祉課長】 情報・意思疎通支援用具の具体的なものとして、市のほうではこの「障害者ガイドブック」というのを出しているのですが、そこに載せてあるものを読み上げますと、用具の内容としては携帯用会話補助装置です。これは携帯式で言葉を音声や文章に変えるようなものというものであったり、

情報通信支援用具としては障がい者向けのパーソナルコンピューター、周辺機器及びアプリケーションソフトというところまでは入っているというものです。

すごく多いので、読み上げるのは省略させてもらいますが、点字のディスプレイであったり、活字文書の読み上げ装置であったりというようなものがあって、ご質問のパソコン絡みというと、そのものと言うよりはむしろアプリケーションソフトという形のものになっているかと思います。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、④の訪問入浴事業に進ませさせていただきます。これに関してはいかがでしょうか。新しい制度だと伺っているので、利用実績もそれほど多くないのかもしれませんが、さいわい福祉センター……。磯部委員、お願いします。

【委員】 対象の方がいらっしゃるのですよね。それで今、実質1人で、その人に支援しているということで、いずれまたふえていく可能性があれば、それでまたふえていくという解釈でいいのかなと思っています。

【会長】 何かありますか。

【委員】 さいわい福祉センターですが、いわゆる今、磯部委員がおっしゃったように、その利用者になかなかサービスがなくて、結果的にこういうもので対応しようということで対応してやってきたと。結果的に制度上乘せてきたという意味では、ある意味画期的な対応の仕方かなとは考えています。個人個人に合わせて、後できちんと制度上乘せていこうというようなことだと思うので。これでまた、その制度で助かる方もいれば、また違った形で何か支援しようと言え、後でこういう形で文章化できるようであれば、とてもいいかなと感じているところです。

【会長】 ありがとうございます。

この項目に関連して、そのほかご発言がおありの委員はいらっしゃいますか。

では、先に進ませさせていただきます。⑤日中一時支援に関してはいかがでしょうか。有馬委員、お願いします。

【委員】 有馬です。29年度実績がふえているのですが、29年度からグループ支援が始まって、スタッフが1対1でなくてもよくなりましたので、本当に今スタッフ不足の中、利用者さんの希望に添えたのかなと思って制度を改正していただいたことはありがたいことだと思っています。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。磯部委員、お願いします。

【委員】 磯部です。うちでも日中一時をやっているのですが、乳幼児で家

庭が大変なところのケースがありまして、今はもともと市の職員だった方うちの職員となってもらってやってもらっているのですが、今後、困難ケース、ここに「家族の緊急やレスパイトのニーズに対応する」というところでは、本当に市内の関係団体と連携しながら支えていくシステムが必要だなという感じがしていて、そこら辺は関係団体と協力していただきたいということで、お願いをしたいと思います。よろしく。

【会長】 ということに関連団体の皆様、よろしくお願ひいたします。

ほかはいかがでしょうか。飯島委員、お願ひします。

【委員】 さいわい福祉センターですが、そもそもこの日中一時支援というのが本当に東久留米の中の制度上というか、福祉のある意味原点というか、やはり制度がなかったときからかな、制度はあったと思うのですが、ご家庭で大変なときに一時的な部分でそういう緊急的なところが解消できればいいねということで、民間から発祥したというのはもれ伝え聞いているし、とても歴史のある制度というふうに認識していて、それをさいわい福祉センターのほうで制度に沿ってやっているところですよ。

実利用者は275と書いてあるのですが、年間通すと1,200件くらい件数的にはやっていて、いつもほかのところでは自分は話をしてしまうのですが、ある意味日本一やっている制度だというふうに認識しているところですよ。ほかのところを知らないから、そう言っちゃっている部分はあるんですけども、多分日本一やっているところで、東久留米の福祉の一番肝になっているところかなと常に思ってやっているところですよ。

なので、今言ったような困難ケースがいろいろ出てくる部分でも、ある程度個々人に合わせて障害福祉課をはじめ関係団体が集まっているいろいろなケース会議をしながら、その場その場のご家庭・ご本人の実情について解消できるような形でやってきたというところもあります。そういう部分はこれからとても大事にしていけたらいいのかなと思って、福祉計画の中にもきちんと記載していくということもとても大事なことはないかと思っています。

この部分が多ければ多いほどいいというものではなくて、それほど大変な地域という感じになってしまうのもちょっとあれなのですが、しっかりとその辺は予算もあることなので必要に応じて適切な形の支援で予算をおろすような形がやればいいのかとずっと思っている次第ですよ。

【会長】 ありがとうございます。磯部委員、お願ひします。

【委員】 磯部ですよ。ここのところに関しては、本当にやってきた部分で、今、飯島さんがおっしゃったようなところもあるのですが、一方でグループホームが家庭から離れて事業所が暮らしを支えていくということが充実してい

くことで、またこの日中一時支援の役割みたいなものが出てくるのかなと。

障害のある人って、これだけ年齢も行って、もう60歳の方もいて、また一方で新しい人たちが家庭に生まれて児童があって成人があってという、やはり人数がふえてくる中で、日中一時支援が充実していくためには、社会が支えていく仕組みが一方であって、それで家庭を支えていく仕組みがあってというような、うまくバランスをとって制度が広がっていくことが、多分日中一時支援の役割のポイントになってくるのかなとは思っていますので、そういう意味でもこういう場でも位置づけをはっきりしながら見守っていきたいと思っています。

【会長】 ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。

では、先に進ませていただきます。⑥の手話通訳者・要約筆記者派遣に関連してご発言がおありの委員がいらっしゃいましたら。はい、後藤委員、お願いします。

【委員】 民生委員の後藤です。先ほど依頼されて2件ほど派遣できなかった、急な依頼ということだったのですが、どのくらいの期間を見て依頼すれば派遣してくださるのでしょうか。

【地域支援係長】 一応原則3日前までというのがルールになってはいるのですが、当然、1日前であれ、当日であれ、依頼があれば派遣可能かどうかというのは調整しているところでございます。

【委員】 後藤です。ということは、急にできなかったということは、手話の方を派遣できなかったということですね。

【地域支援係長】 はい、そうです。

【委員】 やはり少ないのでしょうか。

【会長】 平山委員、お願いします。

【委員】 東久留米には聞こえない人が約300人ちょっといますけれども、このデータを見ると300、大体ほぼ1人で1年に1回は使っている勘定になりますが、緊急のときは2件間に合わなかったと話しても、それは多分緊急、やはり病気。前もってわかったときは申し込む方法ですが、やはり病気のときは前もって申し込むのは難しいですね。そのときに通訳が派遣されないということが私たちは心配で、時々障害福祉課とその問題について話し合いを持っています。

ただ、今の派遣の制度を考えると、職員が働いている時間、朝8時30分から夕方5時までは申請ができるということですが、緊急は朝早く夜遅く病気、そういうときが一番私が心配。何とかいい方法で解決してほしいと、今話し合いをしています。それが聞こえない人にとっては一番の心配だと思いますが、

いろいろ行政としても朝早く夜遅くの方法、例えばスマホを使うとか、これからいろいろな方法で時間外も申し込めるようになっていけばいいなと思って、今お話し中でお願いしているところです。

【委員】 当事者はどういうふうにしてやっているんでしょう。例えば手話通訳者の方がいないときの会議、来てくれないときの、その場所はどういうふうにして対応していますか。

【委員】 我慢するほかに方法がないです。だからその人の我慢というのは変ですけども、やはり緊急のときこそ通訳が必要だと思うのです。だからその問題もおいおい話していきたいとは思っていますが、今は自分で通訳が必要だと思ったときは前もってわかる、例えば学校、父母会、仕事などは前もって予約はできます。しかし、それ以外の、例えば公的派遣、例えば市の講演会などは私たちは予約しなくてもそのとき「通訳がつきます」ということでいつでも行ける、申し込まなくても行ける方法です。それは障害福祉課のほうが細かく話してもらったほうがいいですね。

【委員】 わかりました。

【委員】 ですから、今、公的な部分の通訳はほぼ私たちが申請しなくても市がきちんと配慮して、「手話通訳がつきます」というふうに記載していますので、それを見たときに私たちはすぐ行って、いつでもどこでも講演は聞けるという状態になっています。

【会長】 ありがとうございます。

【地域支援係長】 先ほどご質問があった市の登録通訳者の数ですが、30年4月現在では11名の方が市に登録していて、きょうも2名いらっしゃっているのですが、活動していただいているような状況でございます。

それ以外、東京都とも委託契約をしていますので、11名の方でどうしても派遣できないときは東京都の派遣センターなどを活用しながら手話通訳を派遣しているような状況でございます。

【会長】 関連して、いかがでしょうか。

では、先に進ませていただきます。19ページ⑦の手話奉仕員及び手話通訳登録者養成事業に関連してはいかがでしょうか。担い手の養成の問題だと思うのですが。飯島委員、お願いします。

【委員】 さいわい福祉センターで年間を通して、ろうあ協会さんの協力を得まして、手話の初級講習会をやっているところです。やはり夜7時から始めているので、お仕事終わりの方が集まるかなと思います。

昨年の例だと、年配の方が主体に来ていました。今年は20代、30代、40代、50代、そういう方たちが来ているところです。ただ初級でも、やはり

そこそこ難しく、5月から10月いっぱいだったかな、11月いっぱい、結構長いスパンで講習会をやるのですが、それが終わって次にまた中級とか、応用編とかいうことで、どんどん上がっていくというステージなのですが、なかなか今おっしゃったように担い手の方たちがコアの時間帯、9時～5時の私たちが働いているような時間帯で勉強に行って、そういう技術、スキルを獲得するというような時代が来れば、本当にいいのかなと思ったりするのですが、なかなか難しい。今言ったような緊急のときに、それだけ例えば11名の方が夜の6時、7時、8時にうまく派遣できるのかというところも、それはやはり担い手というか、支援する側の事情も当然出てくるので、そこはヘルパー派遣も一緒にやっている私たちにとってもちょっと難しい問題です。

ただ、さいわい福祉センターは一応24時間365日みたいな形で、いつでも何かあったら電話をくださいと。やれることといたらお預かりするという部分はショートステイもあるのでやっているのですが、ただやはりヘルパーを派遣するとか、緊急の場合が私たちスタッフだけでやっているわけではないので、市民の方にある程度お給料を払いながらやってもらっている形なのですが、本当に夜の夜、動いてくださる方がいるかというところが、自分を含めて意識の問題も含めて課題かなみたいには思っているところです。

【会長】       ありがとうございます。

平山委員、この件に関してご発言はありますか。そのほか、いかがでしょうか。

【委員】       手話通訳は普通のヘルパーさんとちょっと違う面があって、手話通訳者はかなりのスキルがないと、大変難しいです。通訳になるためには、時間とか、本人の持っている能力とか、いろいろな面がトータルとして問われるので、手話講習会で育てようと思っても、全員が通訳になれるわけではない、かなり厳しい状態です。今、東久留米市に手話通訳者は11人いますが、本当にフル回転で大変な面もあると思います。もっともっとたくさんの方が手話を学びに来てくれればいいと思います。これからは手話言語条例が都で制定され、東久留米市も続いて制定しなくてはならない時代に来ていると思いますので、これから通訳を養成するためにたくさんの方が欲しいと思いますし、聴覚が不自由な方も社会に参加する機会がすごくふえていると思いますので、社会に参加するためには、ますます通訳者が求められる時代だと思うので、夜のさいわい福祉センターも障害福祉課も、手話通訳養成に力を入れてもらえたらありがたいと思います。

【会長】       ありがとうございます。

それでは先に進ませていただきます。⑧です。地域活動支援センターに関し

て、ご意見・ご質問・ご発言等がおありの委員がいらっしゃいましたら、お知らせください。

【委員】 小林です。今年は酷暑のため、皆さん大変な思いをされています。日中、精神障害者の方が主に利用されているのですが、本当に就労している方もいれば、作業所に行っている方もいれば、地域活動支援センターだけを利用している方もいて、時間帯も利用する人によってさまざまなのです。開所時間が、利用者が利用するのは朝10時から夜8時で、仕事帰りの人が夜の時間帯に来たり、あとは作業所の帰りに夕方に人が来たり、また午前中、朝から電気代節約のためにエアコンに涼みに1日いる人たちが来たりとか、そんな形でさまざまな人たちが利用されています。

あとはプログラムなんかも用意してまして、食事に関するプログラムが結構集まるのですが、夕食会だとか、お弁当をみんなで一緒に食べたりとか、あとは日中の時間帯、1時から3時半で迷惑にならない時間帯で通信カラオケが入ってまして、皆さんがカラオケを歌いに来て、男性の利用者の方というのは自宅にいと偏見の目で見られてしまったりとか、朝どこかに出かけないと「あいつ、何やってんだ」と近所から言われたりとかする人もいるみたいなので、何となくうちに来て、何となく時間になったら帰っていくような人もいたりとか、そういう形で皆さんが日中家にこもらないでどこか居場所があるというところを目指して、とにかく来てくつろげる、安心できる場所をつくれるように努力をしています。

【委員】 蒼空会の熊谷です。管理者としては、何かここの座り心地の悪さを感じています。センターの1日利用者数20名以上の数字について、これは所沢市のセンターについても、厳しく指摘されていることですが、この事業の難しさについて、病院のワーカーさん達にも言われます。精神障害者の場合、小林委員が実状についておっしゃったように、いろいろな利用のされ方があります。利用者にとってくつろげて、安心できる居場所づくり、そのために卓球台やビリヤードなど取り揃え、少しでもご利用いただきながら、家にいる時間を短くし、センターでの過ごし方の質を上げてもらおうと努力しています。それでも難しい事業です。

【会長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは⑧の協議を終わらせていただきます。ありがとうございました。

21ページにお進みください。これは事前アンケートに載っていたものということなのですが、簡単に説明していただけますか。

【管理係長】 「青年・成人期の余暇活動について」ということで、計画にも記載しておりますが、こちらは以前自立支援協議会でも話題になったことと、

計画をつくるに当たって実施したアンケート調査においても、こちらの要望の記載等がありましたところから、今回計画の中でこういう形で、本来福祉計画については今ある法内のサービスについて利用実績や利用計画を書いていくものにはなるのですが、余暇活動についてということで、最後に「調査・研究していきます」という形ではありますが、記載させていただいております。

【会長】 はい、ありがとうございます。関連してご質問・ご意見はおありでしょうか。このような意見をいただいているということの報告ということなのだろうと思いますので、特別なければ先に進みたいのですが、よろしいですか。

では先に進ませていただきます。22ページからの「平成32年度に向けた目標の設定」から3番までです。では大きな2番、3番に関連して、事務局からよろしく願いいたします。

【管理係長】 障害児のサービスにかかわる計画の実績のほうをご報告させていただきます。24ページをごらんください。児童発達支援の29年度の実績となります。51名の方が利用されていて、1人当たりの利用日数としては14.71日という実績になっております。

めくっていただいて、25ページ、放課後等デイサービスの実績になります。29年度3月の実績としては153名の方が利用されていて、利用者1人当たりの利用日数としては11.75日となっております。

その下、保育所等訪問支援ということですが、こちらのサービスは以前からあったのですが、本市においては29年度まで利用者がいらっしゃいませんでした。29年度にお1人の方が利用されていて、3月の実績としては2日間のご利用という実績になっております。

児童系については以上になります。

【会長】 ありがとうございます。今の件でご意見・ご質問等がおありの委員がいらっしゃいましたら、お知らせください。

有馬委員、お願いします。

【委員】 放課後等デイサービスなんですけれども、制度が大きく変わって事業所で区分ができて報酬額がかなり変わってきています。事業所によっては大幅な赤字が見込まれるところもあって、今後もいろいろ変更が出てくるのではないかなと思っています。

児童の区分の判定のことも東久留米市は丁寧に一人一人面談をして見直していただいたのですが、事業所が希望していた事業所への確認や問い合わせはなかったということがちょっと残念だったなということと、また今回少し見直しの案も出てきたりしているので、今後も市内の事業所と連携を取り合って障害

福祉課と話し合っただけでやっていきたいと思っています。

その面談のときの説明で保護者の方に区分を判定することによって皆さんにも影響がありませんという説明があったというのを保護者の方から伺いました。だけれども、やはり区分によって事業所の運営が危うくなると、事業を運営しているほうとしては減らすのは人件費しかないのです。そうすると、たとえば今まで10人の利用者に5人で対応していたのが、1人減らして4人で対応しなくてはいけなくなるので、やはり児童の方に全く影響がないとは言えないのではと、すごく感じていました。

ただ、ほかの市は何も面談等がなく「お子さんはこうですよ」という通知のみだったのに比べれば、一人一人面談をしていただいたので、その点では感謝しています。

また今後も情報交換し合いながらやっていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

【会長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

磯部委員、お願いします。

【委員】 磯部です。今、有馬さんが言ったような感じで、説明会も施設代表者会でやっていただいたということで、一応私も施設代表者会会長ということなので心配はしていたのですが、今の話も聞いていて、本当にこの制度自体が、制度が国から降りてきて、それに当てはめてやらざるを得ないという、そういう意味では子どもたちの実態に本当に合っているのかということをおもこの会議の中でもきちんと議論しつつ、それを国に対して市からでもいいから、上げてほしいなど、実態に合っていないよということをちゃんとやっていかないと、本当にいつもいつも我々の感覚で言うと、自立支援法が本格施行になってから制度に合わせざるを得ないような時代に入ってきたなど、それまでは実態に合わせて、実態はこうですよということで制度が変わってきた時代から、今は本当に制度に合わせてどうやって生き抜いていくのかみたいな形に大きく変わったなどという実感がしているので、特に放デイなんかは区分のこと、事業所を区分で分けるという仕組みを取り入れたということに関しては、本来放デイの課題になっていた、ただ単に子どもを集めて、単に営利だけを目的とする事業所に対して「それはおかしいんじゃないか」という議論があったのですが、そういったことが全く議論されないで区分1、区分2、障害のある子どもたちの障害が重いか、軽いかみたいな形で事業所が分けられてしまうということが、本当に果たして子どもたちにとっていいのかどうかという、そういう声を利用されている親や事業所から声を吸い上げて、ぜひ行政側から国に対してとか、議会でもいいし、かけあっていただくと、法律に合わせてやっていく仕組み

は変えていかないと、後々大変になるのかなと考えています。ぜひそこは検討していただけるとありがたいなと思います。

【会長】 ありがとうございます。高原委員、お願いします。

【委員】 高原です。今磯部委員が言われたことに関連するのですが、本当に基本的なことで申しわけないのですが、地域生活支援事業というのがあります。そちらのほうは地域に合わせてプログラムをつくって実行できるというようなものということで考えてもいいものでしょうか。

その上の、最初のほうの就労移行ですとか、そういうものは、もうメニューは決まっていますが、地域生活支援事業というのは、ある程度地域の実情に合わせて作り上げることができるという形のものになるのでしょうか。

【管理係長】 地域生活支援事業については、その前の部分の、例えばホームヘルプや通所のサービスについては総合支援法に基づく全国で実施されているサービスというものになりまして、地域生活事業については、各市において地域の実情を勘案しながら、メニュー方式みたいな形になっているのですが、その中で必要なものを実施していくというものになっています。

総合支援法に基づく自立支援サービスについては、国のほうも分担金という形で、国が2分の1、都が4分の1、市が4分の1という枠でやっているのですが、地域生活支援事業については、原則2分の1、4分の1、4分の1の仕組みとはなっているのですが、補助金制度という形になっていて、実態としては今、市が2分の1近くを負担しているのが実態となっています。

【委員】 高原です。移動支援事業などでの支援の範囲みたいなものがもう少しその範囲を広げていただけるとありがたいなと思ったりしたのですが、そういうこともまたちょっと可能ということになるのですか。それは難しい？

例えば作業所に通うためにも、必要であれば使うことができるのか。

【障害福祉課長】 今、高原委員のほうからご質問があった点についてですが、おっしゃるとおり、地域生活支援事業は地域の事情によって各自治体によって施策内容が異なるというのが現実です。ですから理屈の上で言えば、東久留米市の事情に添えるようなものということになるのかもしれませんが。

しかしながら、当市の場合の移動支援事業は、原則として通勤や通学に関しては該当しないということになっており、委員のおっしゃっているところというのは、東久留米市では対応していないのです。

やはり利用者数の増加が費用とリンクしているというのは当然だと思いますし、現時点では支援を行う方々の状況もなかなか難しい中では、またそこでそういった方々の状況も踏まえながら考えていかなければいけない課題ということかなと思っています。

先ほど有馬委員のお話にあった報酬の関係などについても、当然私たちは話し合いの中でいろいろとお聞きしながら、実情についても理解をしておりますし、一方で報酬の関係では、ご存じかと思いますが、級地区分などの問題というのもあったりとかしまして、東久留米市の置かれている状況というのは非常に厳しい状況もあるというようなところがございます。

制度としての充実はもちろん今後も考えていかなければいけないですし、この協議会の中でご議論いただいたものを参考にさせていただきたいとももちろん考えておりますが、いつも磯部委員がおっしゃる予算といった財政的な部分というのが常にひっかかってくるので、なかなか早い段階で進むような状況というのは難しいのが現実かなと考えております。

【会長】 ありがとうございます。そのほか、ご発言がおありの委員はいらっしゃいますか。

【委員】 さいわいセンターの飯島です。21ページの青年・成人期の余暇活動についてのことですが、これは多分毎回話題的なところでとまっているかなと思っているのですが、今後の福祉計画を語る上でこの部分をこれから話し合っていくのか、ちょっと保留にするのかというところもあると思うのですが、要は青年・成人期の余暇活動というところの趣旨においては、やはりほかの計画と同様、とても大切な計画かなとは思っているところです。

特に今度、オリンピックがあり、芸術やスポーツや文化といったところも、もしかしたらリンクするような分野なのかなと考えたら、やはりある程度の計画とか、方向性みたいなものはつくっていったほうがいいかなと考えています。

実際、今、青年・成人期の余暇活動ということで、市内で取り組んでいるところで、私が知っている範囲だと、本当にひばり学級程度で、なかなかそのほかというのは自分もちょっと勉強不足でわかっていないところなのですが、そういった現状をきちんと踏まえて、必要・必要じゃない、新しくつくっていくかという話し合いがこの場所である程度できればいいのかなと思って、今後提案できたらなと思っています。

あくまでも青年・成人期の余暇活動ということに絞った上で、よくあるのは各事業所でも土日いろいろな活動をしているところも、当然作業所等で作っている分もあると思うので、そういったものを含めて、いま一つしっかり把握した上での計画を立てていければいいのかなと考えています。

ただ、このアンケートの中で、やはり自分なりにひっかかるような部分もあったりして、例えば「児童と同じで成人も行く場所があれば親が仕事をやめる事なく働けます」とか、いろいろそういった文言は出ている部分もあるのですが、そういったところも、あくまでも青年・成人期の余暇活動というところの

視点に絞った上での話し合いができたらと考えています。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 清瀬特別支援学校の武藤です。今の飯島さんのところと付随して、やはりニーズとしては働きたいけれども、なかなかご家庭に障害を抱えながらフルタイムで働くのは難しいという要望はあって、昨今、放デイが充実してきたので放デイがある生活になれた保護者の方が18歳以降、なかなか生活に見通しが持てないとおっしゃる方もいらっしゃいます。

事業所の中で独自で実費負担でやられている事業所もあるのですが、逆に言うと、こういった「しごとフェア」という形で福祉の人材の活用という観点からもこういう大人の放デイがあると、例えば保育園の入所のように、そういう福祉人材で働いている方を優先的に利用していただくとか、そういう形で具体的にスタートしていただけると、もしかしたら福祉人材の確保に一翼を担えるのではないかというのはあるのですが、いかがでしょうか。

もし法人さんとして、保護者の方が働きたいとなったときに、違う事業所でもいいのですが。

【委員】 飯島です。うちの法人ではいわゆる働く親御さんのために院内保育というのはあったりとか、つくったりとかするし、ヤクルトとかもああいうのはやっていますね。自分のところの職場で長く安定して働いていただきたいという意味では。それはそれでその事業所のある程度の自分たちの働く環境をきちんと整えるという意味では必要かと思うのですが、ただ、不特定多数のいうところになってくると、例えば税金を使うと、なかなかそういう部分というのは見えづらいのかなと思ったりするんですけども。

あくまで先生がおっしゃっているのは福祉に働く人ということですよ。なるほどだと思ったんですけど。

【委員】 武藤です。保護者の方は何十年と障がい者にかかわる実績があるので、その方たちが別な形で福祉にかかわる仕事をしてくれたら、ある意味人材の活用になるのかもしれないと思います。なかなか難しいですか。

すみません。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 磯部です。おっしゃる部分もあるし、うちも親の方が働いてもらっている事例もありますが、親だから、経験があるからということよりも、先生がおっしゃったように、自分の子育てを通してほかの人たち、そのスキルをどう発揮するかみたいな形でかかわっていただいているかなというふうに思うので、一概に親だからというわけにはいかないかなと思うのです。

うちの場合は、割とかるがもさんにお世話になって、5時まで仕事をしてい

るという感じのケースのほうが多いかなと思っていて、うちの法人独自でそういった就労に向けてというのは、今のところはまだ考えていないかなと思っています。法人としては、特に女性が働きやすい職場づくりというのは最初から掲げているので、いずれはそういうことも考えなくてはいけないのかなというのは、先生の話聞いて感じました。それが1つ。

あと、余暇と親の就労保障が一緒になってしまうと、なかなか問題点が見えにくくなるかなという危惧はしています。そういう意味で、成人期の余暇については飯島さんがおっしゃった部分の地域の事例みたいなもの。役所って予算がつくか、つかないかで働くか、働かないか、すごくはっきりしてしまっているのですが、ここは自立支援協議会なので、やはり地域の実情の中でボランティア的にやっていることとか、自費で余暇を楽しんでいる事例とか、そういうものをしっかりと我々も調べて、知っていく必要があるのかなと、そういう中で、このところはやはり制度が必要だよねというような絞り込みもしていく必要があるかなと思っています。

多分この余暇活動については、一時東京都が半分予算をつけて、半分自治体で出せばいいですよみたいなものができたのですが、それを多分目途にしたような、私なんか感じがしているので、でもやはり2分の1を市が持つというのはなかなか市の今の財政では、先ほども課長がおっしゃったようにお金がないということで、どの市も躊躇しているという。東京都は制度をつくるのだけれども、どんどん都の負担を減らすような傾向があるので、そこはちょっと市が二の足を踏んでいるところかなと思っています。

ただ、私はもう35年やっているのだけれども、障害福祉に関しては35年間ずっとお金がないということで来ているので、お金がないということで障がいのある人たちの暮らしが守られないというのはおかしいと思うので、そこは本当に長期計画も含めてしっかりと市の責任も果たしていただきたいと思っています。

【会長】 ありがとうございます。そのほかにご発言がおありの委員はいらっしゃいますか。

【委員】 先ほど先生のほうから生活介護の話が出て、うちも生活介護をやっている、空きはあるのですが、やはり人材がどうしてもなくて、活動センターかなえが40名定員にもかかわらず20ちょっとの中で、本当に毎年利用者を受けとめていきたいと思っているのですが、人材不足でなかなかできなくて申しわけないなと思っています。

今、東社協のほうで都の予算の説明会があって、それで提言を出しているのです。やはり都に対して福祉分野の有効求人倍率が25年度の3.50から29

年度は5.27と、すごく倍率が上がっているということで、深刻の度合いが増している。各事業所も人材が定着しなかったりとか、法人に対して社協を中心に地域貢献という動きも一方ではあるのだけれども、地域貢献するにしても人材がなければならないということで、東社協のほうでも東京都に対して要求しているのです。

だから何も市に負担をしろというわけではなくて、今の現状を、先ほども言いましたが、しっかりと都や国に対して人材不足だということに関して東久留米市としても伝えていっていかないと、本当に危機的な状況があります。

今、グループホームで森の会がグループホームを2つ立ち上げているのですが、なかなか人材が集まらないということで、すごく四苦八苦されているし、我々も本当に障がい者の暮らしを支えていくための人材というところでは、本当にこの先やっていけるのかなという不安もありますので、そういう意味で、お金がある、ないじゃなくて、そこをどうするかということでのしっかり聞く耳を持って、それをどこにつなげていくのかというのを一緒に考えていただけるとありがたいと思っています。

今回「しごとフェア」をやりますし、今回課長のほうからも話があって、障害関係だけでこういうフェアをやるのは初めてだということで、ぜひ成功させて働く人たちをふやしていきたいと思っていますので、本当に皆さんにも協力していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**【会長】** ありがとうございます。そのほかご発言はよろしいですか。

では、協議事項を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

その他事項でご発言等がおありの委員はいらっしゃいますか。

**【委員】** 磯部です。東京都がグループホームに対する助成の見直しを今進めています。国の制度ですと報酬が日割りになっているのですが、東京都は異なる意見を示しています。だから東京都以外はグループホームを利用された方は、利用していない日は給付費がもらえないという仕組みになっているのですが、東京都は国の制度に先んじて生活利用制度をつくったという実績とか、あと都外施設の課題を解消するためということで、日割りではなくて補助金を今までは出していたのです。そうすることによって、障害の重い人たちがいて、家にいられなくてグループホームに入っているわけではなくて、もっと成人になって社会生活を広げていくために親元からグループホームに移っているというケースもあるのです。年齢が高くなって親が支えられなくなってグループホームに入るというケースもあるのですが、我々が目指しているのは家庭が支える時代から社会が支えていく時代にするということで、そういう中で家庭というのは本当に彼らが安心して暮らせる、親御さんと会うことによってほっとする場の

社会資源として位置づけてやっているのです。それは障害からすると、精神の場合はちょっとそこはまた違ったりとか、いろいろ障害の状況によって違うと思うのですが、そういう状況もこの中でも知っていただいて、それぞれに合った、先ほど一人一人に合った暮らしを築いていきたいと。

それで、今、知的のほうでは4つの法人にお願いして東京都に要望書を出して、10月から日割りにしようという動きがあったのですが、ちょっとそれはおかしいんじゃないかということで声を上げて、1月にずらすという動きが今できています。

ただ、3カ月ずらしても考え方が変わらなければ、やはり障害のある人たちの地域生活が狭まってしまうので、ぜひ東京都には引き続き今までどおりの制度でやっていただきたいということで声を上げています。

そのこともまた報告しながら、どんぐりさんは清瀬で一緒にやってくれているんだよね。

一応、森の会と、うちとすぎのことりブリーと、あとは連絡会という家族会で声を上げていますので、東京都の動きに合わせて、もしかしたら議会にも意見書を出してもらうような動きもして、やはり障害のある人たちの生活を守っていきたいという、そういう取り組みをしていますので、よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。

【委員】 有馬です。先ほどから出ている「しごとフェア」についてなのですが、この場で「人材がない」というお話をされていて、障害福祉課のほうで企画をしてくださって、実行委員会形式ということで9月20日に第1回を開催します。

磯部さんに市内の障害福祉の現状と福祉の仕事の魅力のお話をお願いするということで進めていこうと思っています。

【会長】 1時からの講演会というのがその部分に当たるんですか。

【委員】 そうですね。5分か10分くらいです。

なので、一人でも多くの方に来ていただきたいと思っているので、チラシ配布をご協力できる場所がありましたら、お声をかけていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

【会長】 ということで、よろしく願いいたします。そのほか、委員のほうからおありですか。

【地域支援係長】 配付資料の中に平成30年度地域自立支援協議会交流会の開催についてという資料を配付させていただきました。こちらは毎年行われている交流会ですが、市で取りまとめて参加のご連絡をしたいと思っております。

すので、参加を希望される方がいらっしゃいましたら、障害福祉課地域支援係までご連絡いただければと思います。

【管理係長】 私のほうからは2点、ご報告を含めてあります。まず1点は研修会についてです。自立支援協議会では2枠、研修会の予算を確保しております、そのうちの1つを使わせていただいて、市内で発達障害の方の相談や講演会・勉強会等を主催されている「でこぼ」さんという団体と共催で講演会を検討しているところです。

時期や中身については未定ですが、その団体が年に幾つかの講演会を主催されているので、そのうちの1つを年内に共催という形でやらせていただきたいと思えます。

特に問題がなければ、でこぼさんと引き続き調整を進めさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

それでは、また詳細が決まりましたら、ご報告させていただきます。

もう1点が、先月、7月8日に氷川台自治会のほうで防災訓練があり、私が参加させていただきました。まちづくり部会で今、災害時の対応について協議・検討していただいているところですが、この氷川台自治会については独自の取り組みとして自治会で災害時避難行動要支援者の避難訓練を行っているということで、その7月に行われたのは講演会、炊き出し、簡易トイレの実践などだったのですが、11月19日の訓練の中ではそういうところを実践として取り組むということで、7月に行われた防災訓練の詳細等を私のほうで一旦まちづくり部会に報告させていただいた上で、場合によっては部会のメンバー以外、協議会の方にも11月の訓練の視察にお声がけするかもしれませんので、あらかじめご了承のほうをよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上です。

【会長】 ありがとうございます。事務連絡も今のようでよろしいですか。

そのほかなければ閉会とします。

【地域支援係長】 次回の第3回協議会は11月1日を予定しておりますので、日程の調整のほど、お願いいたします。場所は701会議室を予定しております。開催通知等は、また後日送付させていただきますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。それでは第2回地域自立支援協議会をこれで閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —